

一部損壊住宅修理支援事業について

令和4年福島県沖地震（以下「地震」）により、住宅が一部損壊の（準半壊に至らない）被害を受けた世帯について、住宅に住み続けるため、日常生活に不可欠な部分を修理し、20万円以上の修理費がかかった方に対し、市が補助金を交付します。

○対象者

- ・地震により被害を受けた住宅に居住し、り災証明が「一部損壊」の方
- ・自らの資力（資金）では修理できない方
- ・既に修理を行い、20万円以上の修理費がかかり、その支払が完了している方

○対象となる修理工事の範囲

屋根等の基本部分など、地震で被害を受けた日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所となります。

修理箇所	主な修理事例
屋根等の基本部分	壊れた屋根の補修、壊れた基礎の補修、柱・梁等の補修、壊れた外壁の補修、壊れた床の補修
ドア等の開口部	壊れた玄関ドアの補修、窓の補修
上下水道等の配管・配線	上下水道管の水漏れの補修、壊れた給排気設備（換気扇など）の交換、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修
衛生設備	便器（ウォシュレットは対象外）、浴槽などの交換

※内装のみの修理やグレードアップとなる修理は原則対象外となります。

※独立式ガスコンロ、食洗器、エアコンなどの家電製品は対象外となります。

○一部損壊住宅修理支援事業の補助額

一部損壊住宅修理支援事業補助の対象となる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、**対象となる修理費が20万円以上の時**、1世帯あたりの補助額は次のとおりとなります。

1世帯あたり100,000円

○申請期限 令和5年3月31日（金）

○提出書類

- ・一部損壊住宅修理支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ・り災証明書（コピーで可）
- ・応急修理を行ったこと（内容）が確認できる書類（契約書や見積書及び領収書 など）
修理内容を確認するため修理箇所毎の細かい明細が必要となります。
- ・資力に関する申出書（第2号様式）
- ・施行前、施工中、施工後の写真（写真が揃わないときは修理業者に「施工内容証明書」（第4号様式）を作成してもらってください。）

借家修理を入居者が申込する場合等、状況により追加で必要な書類があります。

対象金額確定後、補助金交付請求書を提出いただくこととなります。